

岐阜県公報

号外 (三) 平成二十五年 四月 一日

目次

告示

車両制限令第三条第一項第二号イの規定に基づく道路の指定 (道路維持課) 一

車両制限令第三条第一項第三号の規定に基づく道路の指定 (同) 五

告示

岐阜県告示第二百十八号

車両制限令 (昭和三十六年政令第二百六十五号) 第三条第一項第二号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を次のとおり指定し、車両制限令第三条第一項第二号イの規定に基づく道路の指定 (平成十年岐阜県告示第四百四号)、車両制限令第三条第一項第二号イの規定に基づく道路の指定 (平成十二年岐阜県告示第一百十八号)、車両制限令第三条第一項第二号イの規定に基づく道路の指定 (平成十三年岐阜県告示第九十九号)、車両制限令第三条第一項第二号イの規定に基づく道路の指定 (平成十四年岐阜県告示第九十八号)、車両制限令第三条第一項第二号イの規定に基づく道路の指定 (平成十五年岐阜県告示第一百一十一号)、車両制限令第三条第一項第二号イの規定に基づく道路の指定 (平成十六年岐阜県告示第二百五十四号)、車両制限令第三条第一項第二号イの規定に基づく道路の指定 (平成十七年岐阜県告示第八十九号)、車両制限令第三条第一項第二号イの規定に基づく道路の指定 (平成十九年岐阜県告示第九十九号)、車両制限令第三条第一項第二号イの規定に基づく道路の指定 (平成二十一年岐阜県告示第四百四十五号)、車両制限令第三条第一項第二号イの規定に基づく道路の指定 (平成二十三年岐阜県告示第八十三号) 及び車両制限令第三条第一項第二号イの規定に基づく道路の指定 (平成二十四年岐阜県告示第二百五十二号) は、廃止する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定する道路

県道 土岐南多 治見イン ター線	県道 美濃加 濃線	県道 平成記念 公園線	県道 笠荒 縫尾線	県道 室牧 原線	県道 大鳥小 垣江倉 線	県道 垂井坂 線
同 市同 地先まで	同 市同 地先まで	同 市同 地先まで	同 市同 地先まで	同 市同 地先まで	同 市同 地先まで	同 市同 地先まで
同 市同 地先まで	同 市同 地先まで	同 市同 地先まで	同 市同 地先まで	同 市同 地先まで	同 市同 地先まで	同 市同 地先まで
同	同	同	同	同	同	同

岐阜県告示第二百十九号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）（第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・メートルである道路を次のとおり指定し、併せて同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え、四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定め、車両制限令第三条第一項第三号の規定に基づく道路の指定等（平成十六年岐阜県告示第二百五十五号）、車両制限令第三条第一項第三号の規定に基づく道路の指定等（平成十七年岐阜県告示第九十号）、

車両制限令第三条第一項第三号の規定に基づく道路の指定等（平成十八年岐阜県告示第九十六号）、車両制限令第三条第一項第三号の規定に基づく道路の指定等（平成十九年岐阜県告示第一百十号）、車両制限令第三条第一項第三号の規定に基づく道路の指定等（平成二十年岐阜県告示第四百十五号）、車両制限令第三条第一項第三号の規定に基づく道路の指定（平成二十一年岐阜県告示第四百十六号）、車両制限令第三条第一項第三号の規定に基づく道路の指定（平成二十二年岐阜県告示第四百十八号）、車両制限令第三条第一項第三号の規定に基づく道路の指定（平成二十三年岐阜県告示第四百十四号）及び車両制限令第三条第一項第三号の規定に基づく道路の指定（平成二十四年岐阜県告示第四百五十三号）は、廃止する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定する道路

道路の種類	路線名	区 間	指定年月日
一般国道 二百四十八号	同	多治見市市之倉町五丁目一七二番九六地先 愛知県境から	平成二五・四・一
同	同	多治見市音羽町五丁目二七番三地先から	同
同	同	同 市明和町一丁目三番地先まで	同
同	同	同 市明生町一丁目一番一号地先から	同
同	同	同 市小屋名字毘沙門一五二番一地先まで	同
同	同	美濃加茂市御門町一丁目字赤池上三一四番 二地先から	同
同	同	同 市山田字門田七六番一地先まで	同

県道 多治見線	県道 美乃本線	県道 向手線	県道 恵那峡公園線
瑞浪市小田町一丁目三番地先から 同 市和合町一丁目一番地先まで	瑞浪市小田町一丁目三番地先から 同 市同 字中垣外一六四三番三〇地	瑞浪市陶町猿爪字井ノ平六六七番三地先まで 同 市同 瑞浪市山岡町下手向字大正二二八番一地先から	恵那市大井町横平二七二〇番三地先から 同 市同 町学頭二二〇七番二地先まで
同	同	同	同

二 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・二二メートル以上（又は横寸法〇・二二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施状況等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

平成二十五年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社